

HP 4月から保育園等を利用する方は申請を 保育園等の利用について

4月から保育園・認定こども園（保育機能部分）を利用するための支給認定等申請の受付を行います。

受付期間

第1次受付 12月1日(火)～1月22日(金)

第2次受付 2月1日(月)～29日(月)

必要書類（詳細はお問合せください。）

保護者が保育を必要とすることを証明する書類（父母ともに提出）

▷就労（月64時間以上）のため＝在職証明書

▷病気のため＝保育を必要とすることが確認できる診断書の写し

▷求職活動のため＝求職活動申立書（ハローワークカード等の写しを添付）

※ 27年1月2日以降、市に転入した方は、保護者の平成27年度市町村民税課税証明書等が必要です。

受付場所・お問合せ

子どもサービス課 ☎21-3270

恵山福祉課 ☎85-2335

南茅部福祉課 ☎25-6045

※ 湯川福祉課、亀田福祉課、各保育園・認定こども園でも申請書の提出ができます。



「歳末火災特別警戒」

12/1～31

無防備な 心に火災が かくれんぼ

この時季は歳末の忙しさから暖房器具の消し忘れなどによる火災が発生しています。防火について家族で話し合い、次のことに注意しましょう。

- ・外出や就寝時には「もう一度」火の元を確認する。
- ・コンロの使用時は絶対にその場を離れない。
- ・暖房器具の近くに燃えやすい物を置かない。
- ・放火を防ぐため、家の周りに燃えやすいものを置かないようにし物置・車庫などには施錠する。

お問合せ 消防本部予防課 ☎22-2144



「歳末特別警戒」実施

12/15～31

犯罪や事故のない明るい年末にしましょう。



小中学校に入学するお子さんがいる方へ 入学準備給付金を支給

支給対象者 28年1月1日に函館

市に住所を有し、同年4月に小中学校に入学予定の子の保護者



支給額

▷市民税非課税世帯

（生活保護受給世帯は対象外）

入学する子1人につき2万円

▷市民税課税世帯（一部所得制限あり）

入学する子1人につき3万円

※ 就学援助受給世帯は子1人につき2万円

※ 入学する子が第1子・第2子の場合は、保護者の26年中の所得合算額266万円以下の場合に支給します。（第3子以降入学の場合に限り所得制限なし）

※ 配偶者からの暴力を理由に避難している方、または保護者の代わりに子どもを監護している祖父母等に対し、入学準備給付金を支給できる場合がありますので、お早めにご相談ください。

申請方法 12月中旬に、小学校や保育所・幼稚園などを通じ申請書等を配布します。必要事項を記入し押印の上、同封の郵送用封筒で送付してください。

申請受付期間 1月4日(月)～31日(日)【消印有効】

支給方法 給付要件の審査後、決定通知書でお知らせする支給日（3月中旬予定）に、申請された金融機関の口座に振り込みます。

お問合せ 子ども企画課 ☎21-3768

HP 高校等に進学するお子さんがいる方へ

入学準備金貸付者の募集

来春、高校等に進学するお子さんがいる保護者の方に、入学準備金をお貸しします。申請書は子ども企画課または東部4支所の市民福祉課で交付します。

区分・金額 ▷高等学校・高等専門学校＝10万円以内

▷専修学校＝15万円以内

▷短期大学・大学・大学院＝20万円以内

貸付人員 60人程度

貸付条件 ▷入学準備金の調達が困難▷市内に居住▷市税の滞納なし▷函館市奨学金・入学準備金の返還を怠っていない▷次の要件を満たす連帯保証人1人を得られる（①市内に居住②独立の生計を営み入学準備金の返済能力がある③市税の滞納なし④函館市奨学金・入学準備金の返還を怠っていない）

返還方法 28年10月から月賦返還（無利子）

申請書交付期間 12月1日(火)～21日(月)

申請書受付期間 1月4日(月)～25日(月)

お問合せ 子ども企画課 ☎21-3288